

静岡県の「住んでよし しずおか木の家推進事業」を利用すると、住宅ローン【フラット35】の金利引き下げが受けられます。



住宅に静岡県産木材を取り入れよう！

最大 **30万円** の補助金の交付が受けられます！

住んでよし しずおか木の家推進事業



【フラット35】Sとの併用でさらに金利引下げ！

当初5年間の借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】地域連携型（地域活性化）


住んでよし しずおか木の家推進事業

に関するご相談は



静岡県

経済産業部
森林・林業局林業振興課
☎ 054-221-2691

【フラット35】に関するご相談は  住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

① 「住んでよし しずおか木の家推進事業」の概要

■ 補助額（新築・増改築）

しずおか優良木材等使用量 4 m³以上 4万円～、上限が30万円

■ 申込条件（新築・増改築）

次の条件すべてを満たしている場合に、申込できます。

1. 自らが居住するために、静岡県内において住宅を取得（新築・増改築）すること。
2. しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が**3月8日**までであること。
3. 施工者は、県内に事業所又は営業所を有する建築業者等であること。
4. 新築・増改築する住宅の設計者又は施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。
5. アンケートや住宅見学会開催に協力できること。
6. 施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度により産地を証明でき、かつ合法性を証明できる業者であること。

※【しずおか優良木材等とは】

- ・ しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した品質、寸法、含水率、強度等の検査に合格した認証製品（同会が個別に認証した製品を含む）
- ・ 静岡県産JAS,JIS製品（静岡県産材証明制度により産地を証明され、かつ合法性を証明された木を使用したJAS・JIS製品）

◎ 新築・増改築以外にリフォームの助成があります。

◎ その他条件や事業の詳細な内容は、静岡県森林組合連合会のホームページをご覧ください。



【フラット35】Sとの併用でさらに金利を引下げします！

② 【フラット35】地域連携型(地域活性化) 当初5年間 年0.25% 金利引下げ

住宅を新築または購入し、

① 「住んでよし しずおか木の家推進事業」の補助金を受ける方

【フラット35】地域連携型(地域活性化)をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型(地域活性化)をご利用いただくためには、静岡県森林組合連合会から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。